

令和2年度における評価専門調査会での調査・検討案件について(案)

1. 国家的に重要な研究開発の評価

(1)令和3年度予算要求における事前評価

〔評価内容〕

令和3年度予算要求における研究開発のうち、国家的に重要な研究開発を選定して評価を行う。

〔実施時期〕

・令和2年9月、10月、11月の3回を予定

(2)令和2年度における中間評価・事後評価

〔評価内容〕

既に選定している国家的に重要な研究開発において、進捗に応じた中間評価または事後評価を行うこととしているところ、今年度については、対象となる案件が無い。

なお、「高効率・高速処理を可能とするAIチップ・次世代コンピューティングの技術開発事業」(実施府省・機関:経済産業省・国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構(以下、「NEDO」という。))については、事前評価時(平成29年12月25日)に、「NEDOにおける中間評価の実施時期を踏まえつつ、令和2年度頃に中間評価を実施する」としていた。今般、経済産業省に進捗状況を確認したところ、「NEDOにおける中間評価終了は、令和3年3月頃になる見込み」とのことから、CSTIにおける中間評価を令和3年度とする。

2. 「国の研究開発評価に関する大綱的指針」の見直しに向けた検討

(1)大綱的指針の見直し検討

〔検討内容〕

研究開発評価については、第1期科学技術基本計画において「適切な評価の仕組みを整備し、厳正な評価を実施」することが求められたことから、「国の研究開発全般に共通する評価の実施方法の在り方についての大綱的指針」(平成9年8月7日内閣総理大臣決定)を策定し、研究開発評価の導入と定着化を推進してきた。その後、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」と名称を変更した上で、科学技術基本計画の改定にあわせて内容を変更し、研究開発評価を推進してきた。現在、第5期科学技術基本計画が今年度(2020年度)で終了することから、2021年度からの5年間を対象とした第6期科学技術基本計画の策定作業が行われている。

評価専門調査会においては、大綱的指針の見直しに向けたワーキンググループを設置し、第6期科学技術基本計画の改定内容等にあわせた大綱的指針の見直しについての検討を開始する。

〔実施時期〕

・令和3年1～3月から検討開始

(2)大綱的指針の見直しに向けたフォローアップ

〔実施内容〕

大綱的指針の見直し(上記(1))に向け、前回の改定内容(実効性のある『研究開発プログラムの評価』のさらなる推進等)を中心に、各省庁に対するフォローアップ調査を行う。

〔実施時期〕

・令和2年内

3. 研究開発評価の充実に向けた検討

〔検討内容〕

国の研究開発評価の充実に向け、今後必要な取り組みについての検討を行う。具体には、「追跡調査及び評価の有効性の確認」及び「あるべき CSTI 評価」を着目点として、第 131 回評価専門調査会において設置されたワーキンググループ(以下、「WG」という。)での議論を踏まえた検討を行い、令和2年内を目途に、研究開発評価の充実に向けた取り組みについてとりまとめを行う。

〔実施時期〕

・令和2年内目途

以 上